

別添

梁川公園内交通公園施設管理業務処理要領

梁川公園内交通公園施設（以下「交通公園」という。）の指定管理者が行う管理業務は、この要領により処理するものとする。

1 設置目的

交通公園は、交通事故防止を目指して、幼児、小・中学生を対象に、交通知識や交通マナーを体得させることを目的として、遊具を利用して楽しみながら交通ルールを学ぶことができる交通安全教育施設である。

2 交通公園の概要

- | | | |
|-------------|-----------------------|----------------|
| (1) 名 称 | 梁川公園内交通公園施設 | |
| (2) 所 在 地 | 函館市梁川町24番2号 | |
| (3) 建 物 構 造 | 木造片流れ屋根平屋建（管理事務所） | |
| (4) 敷 地 面 積 | 7,752 m ² | |
| (5) 建物延面積 | 225.65 m ² | |
| (6) 施設の内容 | | |
| 動力式ゴーカートコース | 延長 500 m | 幅員 4 m |
| 足踏式ゴーカートコース | 延長 90 m | 幅員 3 m |
| 自転車コース | 延長 330 m | 幅員 1.5 ~ 2.5 m |
| 3連ブランコ | 1 基 | |
| マリンハウス | 1 基 | |
| セレベルクロス | 1 基 | |
| くるくるテラス | 1 基 | |
| サウンドコンビ | 1 基 | |
| はっぱの見守りベンチ | 2 基 | |
| 信 号 機 | 1 基（4灯） | |
| リサイクルベンチ | 7 台 | |
| 交 通 標 識 | 60 本 | |
| (7) 交通遊具 | | |
| 動力式ゴーカート | 1 人乗り | 7 台 |

2人乗り 8台

足踏式ゴーカート 4台

自転車 14台

3 開園期間

4月1日から10月31日まで

4 開園時間

午前9時から午後5時まで

5 休園日

毎週月曜日とする。ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日ではない日とする。

なお、市立小・中学校の春・夏休み期間は休園日を設けない。

上記にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、または休園日に臨時に開園することができる。

6 使用料

動力式ゴーカート（1台1周につき）

1回券 100円

回数券 500円（6枚つづり）

7 管理業務

児童等に遊具を利用して、楽しみながら、交通ルールを体得させるため下記の業務を行うものとする。

(1) 設置目的に資する事業の実施に関すること

ア 自転車やゴーカート、利用者の能力に応じた運転技術の指導・訓練の実施

イ 施設を利用した、交通安全教室その他イベント等の実施

(2) 使用の許可等に関すること

ア 交通公園の使用および制限に関する業務

イ リーフレットの作成・公共施設等への配置

ウ 施設ホームページの作成・公開

エ 動力式ゴーカート使用券の作成・発行と使用料の徴収

(3) 入園者の利用に関すること

ア 入園者数の把握

イ ゴーカート，自転車の貸し出し

ウ 利用者アンケートの実施

(4) 書類の提出

ア 事業計画書および収支予算書

イ 事業報告書および収支決算書

ウ 月間遊具使用実績報告書

エ 交通公園管理運営報告書

オ 使用券出納簿

カ 備品管理簿

キ 閉園期間巡回日誌（11月1日から3月31日まで毎日1回）

(5) 入園者の安全確保および秩序の維持に関すること

ア 入園者の監視および必要に応じて関係機関への連絡，通報

イ 災害時における被害の拡大防止および被害状況の確認

ウ 事故発生時における事故の拡大防止および事故状況の確認

エ ゴーカートの乗降口の整理

オ ゴーカートコースへの職員の適切な配置

カ 交通安全教室等の開催などにより混雑が予測される場合，安全確保の必要に応じた職員の適正な配置（増員）

(6) 維持管理に関すること

ア ゴーカート・自転車等の点検整備（毎日）

イ 遊具の保守点検（毎日）

ウ 管理事務所の機械警備，その他附属設備の保守点検

エ 管理事務所の定期清掃（毎日）

オ 管理事務所のインターネット利用環境の提供

カ 園内の各施設（専用駐車場・臨時駐車場を含む）の維持管理

キ 園内の樹木・草花の剪定および草刈り

ク 施設・設備の簡易な修繕

ケ 閉園期間における巡回・点検（別紙1）

8 指定公金事務取扱者として指定管理者が行う業務に関すること
地方自治法第243条の2第1項に基づく交通公園の使用料の徴収・収納に係る業務（別途委託契約締結を要する）

(1) 函館市都市公園条例第16条第1項の規定に基づいて動力式ゴーカート使用料の納付

(2) ゴーカート使用料の釣り銭の用意

9 物品の帰属等

(1) 指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(2) 指定管理者は、「函館市会計規則」に定められた帳簿により物品を整理し、購入および廃棄等の移動があった場合は、定期的に市に報告しなければならない。

10 備品物品等

市が指定管理者に貸与する備え付けの備品物品等は、別紙2のとおりとする。

11 職員の配置基準

職員の配置にあたっては、次の基準を遵守してください。

(1) 配置に関する事項

交通公園の開園時間内（午前9時～午後5時）は、必ず3名以上とし、うち1名は施設長または副施設長を配置すること。

その他、繁忙日（土・日・祝・長期休業中）や交通安全教室等の実施日は、入園者の安全確保などして支障のないよう、職員を適宜配置すること。